

防府市地域おこし協力隊設置要綱

平成27年4月1日制定

(設置)

第1条 人口減少及び少子高齢化が進む本市において、地域外の人材を活用し、地域の活力を促進するとともに、その人材の定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、防府市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊員の要件)

第2条 協力隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、市長が任用又は委嘱する。

- (1) 地域の活性化に高い関心を持ち、意欲を持って取り組むことのできる者。
- (2) 生活の拠点を、3大都市圏をはじめとする都市地域等から防府市へ移し、住民票を異動させた者（任用を受ける前に既に防府市内に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含まない）。ただし、隊員であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた者は含める。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条に規定する欠格事項に該当しない者。

(隊員の種類)

第3条 協力隊員は、次に掲げる形態のいずれかとし、地域協力活動を行うものとする。

- (1) 任用型地域おこし協力隊隊員（以下「任用型隊員」という。）
- (2) 委託型地域おこし協力隊隊員（以下「委託型隊員」という。）

(任用型隊員の身分)

第4条 任用型隊員の身分は、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用型隊員の任用期間)

第5条 任用型隊員の任用期間は1年とする。ただし、年度の途中において任

用した任用型隊員の任用期間は、その任用日から任用の日の属する年度の末日までとする。

2 任用を延長する場合には、一会計年度ごとに延長し、最長3年まで延長することができるものとする。

(任用型隊員の解任)

第6条 市長は、任用型隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任用期間の途中であっても、解任することができる。

(1) 法令に違反し、又は活動を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 本人から申出があったとき

(4) 協議なく住所を移したとき

(5) 隊員が法第28条又は第29条に規定する免職の事由に該当するとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、隊員として不相当と認める行為があったとき

(任用型隊員の活動に要する経費)

第7条 市長は、任用型隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で負担するものとする。

(協力隊設置業務の委託)

第8条 市長は、協力隊設置業務の全部又は一部を、委託型隊員若しくは法人又は任意の団体等（以下、「受入団体」という。）に委託することができる。

2 受入団体が協力隊設置業務を受託する場合は、受入団体が委託型隊員の業務を行うこととして雇用する者に、市長が委嘱する。

(委託型隊員の身分及び勤務条件)

第9条 市と委託型隊員の間には雇用関係は生じないものとし、委託型隊員は地方公務員としての身分を有しないものとする。

2 受入団体に雇用される場合の委託型隊員の勤務条件については、市と受入団体が協議し、受入団体が定めるものとする。

(委託型隊員の委嘱期間及び解嘱)

第10条 委託型隊員の委嘱期間は第5条、解嘱は第6条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「任用型隊員」とあるのは「委託型隊員」、

「任用」とあるのは「委嘱」と読み替えるものとする。

(委託型隊員の活動に要する経費)

第11条 委託型隊員の活動に必要な経費は、市と委託型隊員又は受入団体が締結する業務委託契約の委託料の範囲内で市が負担するものとする。

(業務報告)

第12条 協力隊員は、必要に応じて市長に業務報告を行わなければならない。

(守秘義務)

第13条 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。